



登場
ページ

今週の専門用語

11

ページ

利子税・還付加算金等の割合の引下げ

利子税・還付加算金等の割合は、現行、財務大臣が告示する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合とされている。令和2年度税制改正により、利子税・還付加算金の割合は、平均貸付割合に年0.5%の割合を加算した割合に引き下げる。具体的には、直近の平均貸付割合が0.6%となっていることから、この割合を適用すると、令和3年1月1日からの利子税・還付加算金等の割合は改正前の年1.6%から年1.1%に引き下げられることになる。

11

ページ

地方拠点強化税制

東京23区に本社がある法人が、その本社機能を地方に移転した場合などに、移転先で取得した建物等に関するオフィス減税や雇用促進税制の税制優遇措置を受けることができる制度。令和2年度税制改正では適用期限が2年延長されたほか、雇用促進税制について、「給与等支給額が比較給与等の支給額以上であること」の要件が外れ、制度の利用がよりしやすくなる。また、移転型の税額控除限度額が雇用者の増加割合にかかわらず、正規新規は50万円、転勤者は40万円に引き上げられる。

76

ページ

自社株式を対価とした公開買付け

いわゆる自社株対価M&Aのこと。令和2年度改正で譲渡損益の繰延べ措置の導入が見込まれていたが、結局は「検討事項」として大綱に記載されるにとどまった。同措置は、秋の臨時国会で成立した改正会社法の株式交付制度を前提としているが、改正会社法の施行までまだ時間的余裕がある上、譲渡損益の繰延べを本則で措置するには、例えば、株式交換等と同様「投資の継続」と言えるのかなど、引き続き理論面で乗り越えるべき課題が少なくないため。本件は令和3年度改正で再び議論されるだろう。

From
編集室

◆令和2年度税制改正大綱が予定通り12月12日に決定した。昨年度からの宿題となっていた未婚のひとり親に対する税制上の措置も大きく揉めることなく終了となった。
◆今年は注目される改正項目があまりないことから「裏年」とも呼ばれたが、実務的には連結納税制度の抜本的見直しを筆頭に、海外中古建物の節税スキームや金地金取引の消費税還付スキームの封じ込めなど盛りだくさんの年となった。◆今年は猪突猛進とはいかなかったが（もうそのような若い年齢ではないが）、来年も読者の皆様のお役に立てるような記事を地道にお伝えしていこうと思います。引き続きよろしくお願ひ致します。（MIN）

週刊T&A master 第816号

2019年12月23日発行（毎週月曜発行）

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp

最新号を含む見本誌を無料で進呈しております。下記よりご請求下さい